

平成24年度滋賀県環境審議会（総会）

各部会の活動概要

＜環境企画部会＞

- 総会および環境企画部会の活動概要【資料4-1】 2

【参考資料】

- 資料1 第三次滋賀県環境総合計画の実施状況について
資料2 滋賀県環境学習推進計画（第2次）の進行管理実施方法

＜温暖化対策部会＞

- 温暖化対策部会の活動概要【資料4-2】 7

【参考資料】

- 資料1 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく推進計画の策定について

＜水・土壌・大気部会＞

- 水・土壌・大気部会の活動概要【資料4-3】 9

【参考資料】

- 資料1 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の概要

＜廃棄物部会＞

- 廃棄物部会の活動概要【資料4-4】 12

＜自然環境部会＞

- 自然環境部会の活動概要【資料4-5】 13

【参考資料】

- 資料1 特定鳥獣保護管理計画（シカ、クマ、サル）および鳥獣保護事業計画について等

＜温泉部会＞

- 温泉部会の活動概要【資料4-6】 17

＜琵琶湖総合保全部会＞

- 琵琶湖総合保全部会の活動概要【資料4-7】 18

様式

総会および環境企画部会の活動概要

1 平成23年度の部会等開催状況

年月日	議 事 等	参考資料
平成23年6月15日 (総会)	○環境審議会各部会の活動概要について(報告) ○第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について(諮問)	
9月12日 (環境企画部会)	○第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について ○滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理の考 え方について	参考資料1 参考資料2

2 平成24年度の部会等審議予定

(総会)

- 会長・副会長の選出、琵琶湖総合保全部会の設置、所属部会の指名、環境審議会各部会の活動概要について(平成24年6月6日開催)

(環境企画部会)

- 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について
- 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理について
- 滋賀県環境学習の推進に関する条例の見直しについて(詳細未定)
- 滋賀県環境影響評価条例の改正について
- ※ 上記事案について、平成24年度中に4回程度開催予定(開催時期は未定)

第三次滋賀県環境総合計画の実施状況について

1 進行管理の考え方

1) 進行管理の手法

計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－反映・見直し（ACTION）」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ります。

計画の点検・評価は、毎年度、進捗状況等を環境審議会環境企画部会（以下、「環境審議会」とする。）に報告して意見を聴くとともに、環境白書やホームページなどを活用して広く公表し、県民、事業者などから意見・提言を求めます。

2) 進行管理すべき内容

(1) 「数値指標」の進捗状況

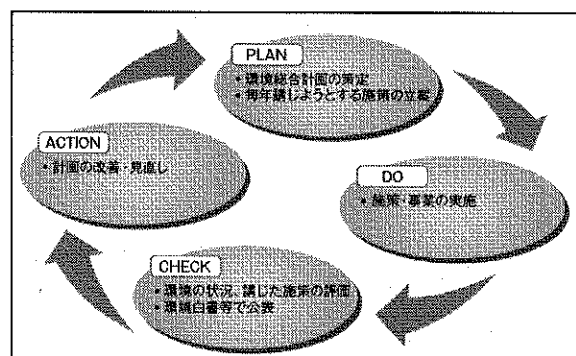
第3章に設定されている「数値指標」について、毎年度、関係各課への照会により進捗状況を把握します。この進捗状況は、毎年度、環境審議会に報告するとともに、環境白書にも掲載し、県民、事業者などから意見を求めます。

(2) 「重点プロジェクト」の実施状況

第4章に掲げている「重点プロジェクト」について、毎年度、関係各課により重点的に点検・評価を行います。この点検・評価結果は、「重点プロジェクト進行管理票」としてとりまとめ、毎年度、環境審議会に報告し、意見を聴くこととします。

なお、「重点プロジェクト」の点検・評価にあたって、複数の所属で実施するプロジェクトについては、関係各課で構成するワーキンググループを設置し、この中で点検・評価を行います。

- ・ 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト推進グループ
- ・ 「県産木材の利用促進」プロジェクト推進グループ
- ・ 「持続可能な交通システム」推進プロジェクトグループ



2 進行管理の結果(平成 22 年度)

1)「数値指標」の進捗状況

●数値指標の進行管理結果(全指標 39 指標(再掲含む))

- ・22 年度目標に対する達成度は概ね順調であると考えている。
- ・一部の指標については、25%以下となっているものもあるので、目標達成に向けたさらなる努力を促している。

達成率(22 年度中間目標に対して)	星の数	指標数
100%以上	☆☆☆☆☆(星 5 つ)	13 指標
99%~76%	☆☆☆☆(星 4 つ)	7 指標
75%~51%	☆☆☆(星 3 つ)	3 指標
50%~26%	☆☆(星 2 つ)	2 指標
25%以下	☆(星 1 つ)	2 指標
算出不能	-(バー)	12 指標

●達成率は、計画策定時の基準年度実績を 0、中間目標を 100 とした場合の実績値達成状況としています。

【算式】

中間目標が、基準年度実績より数値の増加を目指すものは

$$* \frac{(\text{平成 22 年度実績} - \text{基準年度実績})}{(\text{平成 22 年度中期目標} - \text{基準年度実績})} \times 100$$

中間目標が、現状より数値の減少を目指すものは、

$$* \frac{(\text{基準年度実績} - \text{平成 22 年度実績})}{(\text{基準年度実績} - \text{平成 22 年度中期目標})} \times 100$$

2)「重点プロジェクト(9つ)」の実施状況

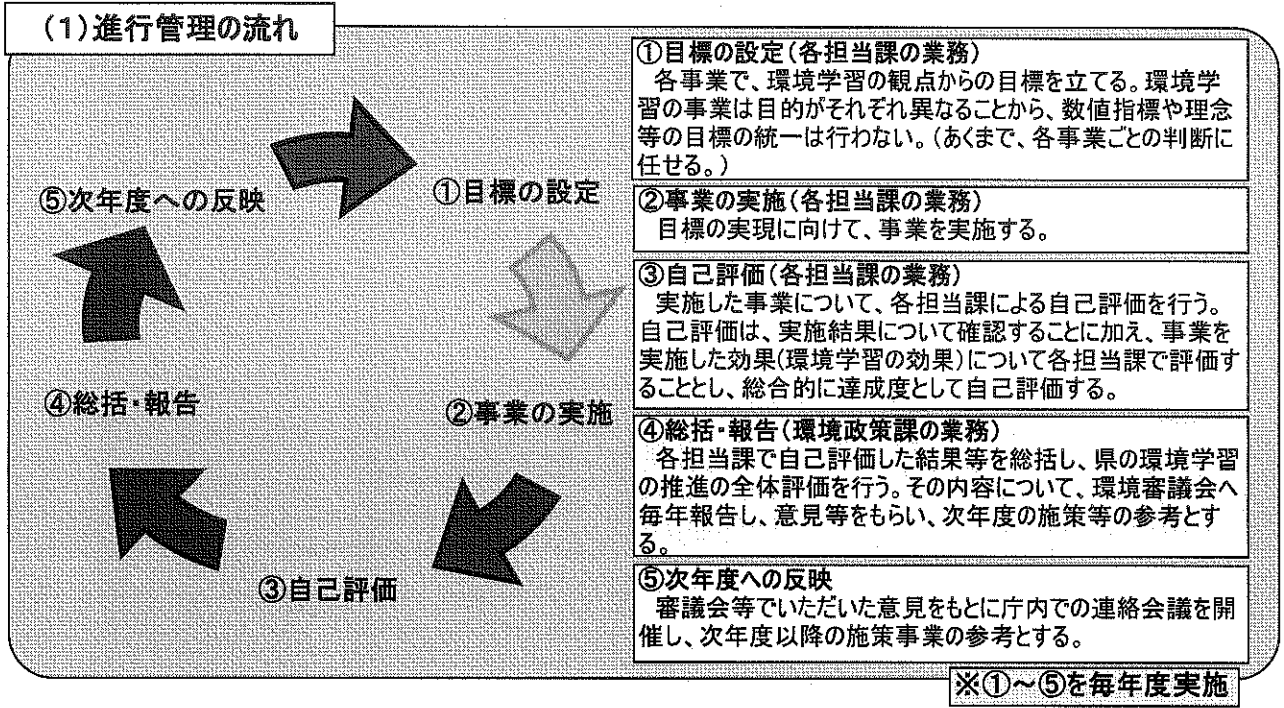
重点プロジェクトのうち、横断的取り組みが必要な「農産物の地産地消の確立」プロジェクト、「県産木材の利用促進」プロジェクト、「持続可能な交通システム」推進プロジェクトについては、3回のワーキンググループを開催し、事業進捗、課題の共有を図るとともに、環境審議会の評価を踏まえた総括、新たな取り組みの検討を行った。

滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理実施方法

平成23年(2011年)12月 琵琶湖環境部環境政策課

1 進行管理の方法

(1) 進行管理の流れ



(2) 自己評価の具体的な方法について

次の視点により、実施事業の自己評価を行う。

ア 全事業対象
実施した環境学習の効果等について自己評価を行う。



イ 重点的な取組方向にかかる事業対象
「低炭素社会づくりに係る環境学習の推進」および「体系的な自然体験型環境学習の推進」にかかる環境学習関連事業において自己評価を行う。



ウ 全体総括
自己評価の結果をとりまとめ、全体の総括を実施する。

ア 県の環境学習関連事業の自己評価の内容について

【全事業対象】(平成23年度 全96事業)

①実施結果と環境学習の効果等を自己評価

事業の実施結果に加え、実施事業による環境学習推進への効果について、参加者や対象に対してどのような効果が得られたか(得られたと考えられるか)を自己評価する。

●施策体系の項目に基づく評価

●総合的な評価(左記の理由)

効果があったと思われるものに○をつける。

施策体系の項目	効果の有無	施策体系の項目	効果の有無
(1)人材育成等		(4)情報の提供	
(2)プログラム開発		(5)連携・協力	
(3)場や機会づくり		(6)普及啓発	

左記の理由を含め、環境学習を実施した効果について総合的に判断し、自己評価を記載する。

②目標の達成度

年度当初の目標に対して、その達成度を次の段階別に自己評価する。

1. ☆☆☆ 目標以上に達成できた。
2. ☆☆ おおむね目標を達成できた。(8割程度)
3. ☆ 目標を達成できなかった。

③今後の課題・方向性

自己評価を踏まえ、来年度以降の当該施策の課題・方向性について記載する。

イ 重点的な取組方向にかかる事業の自己評価の内容について

【一部の事業対象】（平成23年度 低炭素：〇〇事業 自然：〇〇事業）

重点的な取組方向に関する事業の位置付け方法

○ 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

⇒ 低炭素社会づくりにつながる内容を有した環境学習の事業

○ 体系的な自然体験型環境学習の推進

⇒ 自然観察会や体験学習など現場で実際に環境学習を行う事業

県の関連事業のうち、何が重点的な取組方向に位置付けられているかを整理する。

自己評価の方法

○ 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

滋賀県環境学習推進計画(第2次)における「低炭素社会づくりに係る環境学習」のポイントに基づき、第1段階(関心を持つ)、第2段階(対策を考える)、第3段階(実践)のどの段階を支援(推進)している事業かを点検する。

○ 体系的な自然体験学習の推進

自然体験学習を実施する上で重要なポイントである、体験前(目的を明確にする)、体験(人と自然の関わり)、体験後(ふりかえり)、実践へのつながりが、実際の事業で実施できているかを点検する。

ウ 総括・報告の方法について

各担当課が事業の自己評価を行った内容についてとりまとめ、県の環境学習の施策体系ごと、重点的な取組方向に関する事業の評価を行う。

庁内環境学種関連事業の調査様式について

様式1: 庁内環境学習関連事業一覧

○ 全所属記入

- ・ 庁内の環境学習関連事業を一覧にした様式。
- ・ 基本的にはこれに入力する。

様式2: 重点的な取組方向の事業

○ 重点的な取組方向にかかる環境学習関連事業がある所属のみ記入

- ・ 様式1の◎重点取組に「○」を付けた所属が記入する。

様式3: 個表

○ 記入不要

- ・ 様式1、様式2に入力したデータが自動的に反映され、個表となる。
- ・ 審議会等にはこの個表を各事業の概要として報告する。

総括: とりまとめイメージ

○ 環境政策課で作成

- ・ 各所属からの報告内容に基づき、環境学習関連事業全体を統括して評価を行う。
- ・ 作成の際、必要に応じ、各事業の報告内容に対して詳細な状況を求める。

温暖化対策部会の活動概要

1. 平成23年度の部会開催状況

年月日	会議	審議内容等
平成23年3月25日		知事から環境審議会会長へ諮問 (参考資料1)
6月23日	第1回 温暖化対策部会	地球温暖化対策に係る世界や国の動向等 について
8月5日	第2回 温暖化対策部会	「(仮称)滋賀県低炭素社会づくり推進計画」 の基本フレーム(案)について
11月11日	第3回 温暖化対策部会	「(仮称)滋賀県低炭素社会づくり推進計画」 (素案)について
平成24年1月6日	第4回 温暖化対策部会	「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」 (答申案)について
1月12日		環境審議会会長から知事へ答申 (参考資料1)

2. 平成24年度の部会審議予定

- 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の実施状況について (平成25年2月開催予定)

<諮問文>

滋 温 対 第 6 5 号
平成23年(2011年)3月25日

滋賀県環境審議会会長 津野 洋 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく推進計画の策定について (諮問)

本県の低炭素社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

「滋賀県における低炭素社会づくりの推進を図るための計画」の策定について

(諮問理由)

本県では、平成15年(2003年)3月に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」(以下「温暖化対策推進計画」という。)を策定し、その後、国において平成17年(2005年)4月に「京都議定書目標達成計画」が策定されたことを受け、平成18年(2006年)12月に温暖化対策推進計画を改定し対策に取り組んできたところです。

この温暖化対策推進計画の目標年度は平成22年度(2010年度)までですが、その間、平成21年(2009年)12月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」では、平成42年(2030年)における温室効果ガス排出量が、平成2年(1990年)と比較して50%削減された低炭素社会を実現することを目標としたところです。

こうした中長期目標に沿うようにするなど、低炭素社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)」に基づく低炭素社会づくりの推進を図るための計画を策定することとし、貴審議会の意見を伺うものです。

<答申文>

滋環審第 1 号
平成24年(2012年)1月12日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県環境審議会 会長 津野 洋

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく
推進計画の策定について (答申)

平成23年(2011年)3月25日付け滋温対第65号で諮問されましたこのことについて、審議の結果を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

つきましては、今後の低炭素社会づくりにあたっては本答申に基づき、総合的かつ計画的に取り組まれることを期待します。

様式

水・土壌・大気部会の活動概要

1 平成23年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	参考資料
平成23年 6月15日	-総会- ○第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について（諮問）	
6月15日	1. 平成22年度公共用水域水質測定結果について（報告） 2. 平成22年度大気汚染状況測定結果について（報告） 3. 光化学スモッグについて（報告） 4. その他	
8月10日	1. 第5期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画関連事業の実績について 2. 第5期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の評価と第6期に向けた課題について 3. その他	
10月27日	1. 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（素案）について 2. 滋賀県公害防止条例等の改正について 3. その他	
11月18日	1. 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（答申案）について 2. その他	
11月30日	○環境審議会会長から知事へ「第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画について」答申	
平成24年 3月22日	1. 平成24年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議） 2. 平成23年度地下水水質測定結果について（報告） 3. 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画について（報告） 4. その他	参考資料1

2 平成24年度の部会審議予定

○ 7月

- ・ 1,4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について（審議）
- ・ 平成23年度公共用水域水質測定結果について（報告）
- ・ 平成23年度大気汚染状況測定結果について（報告）
- ・ 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告）

○ 3月

- ・ 平成25年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
- ・ 平成24年度地下水水質測定結果について（報告）

第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の概要

1. 経過

昭和61年度に第1期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画を策定して以来、5年ごとに見直しを行っている。平成22年度に第5期計画が期間満了を迎えたことから、これまでの評価を踏まえ、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第6期計画を策定した。

2. 第5期までの評価

- ① 下水道の普及や環境こだわり農業の推進等により琵琶湖への流入負荷は着実に削減されている。
- ② 湖水中の全窒素、全りんは減少傾向にあり、富栄養化の進行は抑制されている。
- ③ しかし、有機汚濁の指標であるCODは低下していない。
- ④ その要因と考えられる難分解性有機物は、湖内での生産が寄与していると考えられる。

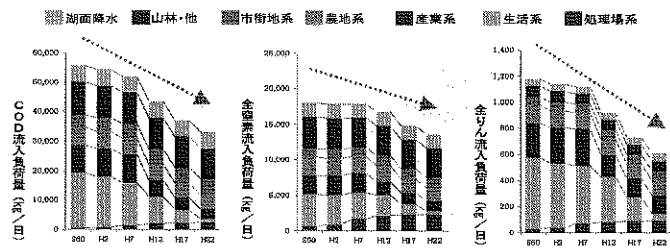
3. 計画期間

平成23年度から平成27年度まで【5年間】

4. 第6期の主要課題と取り組み

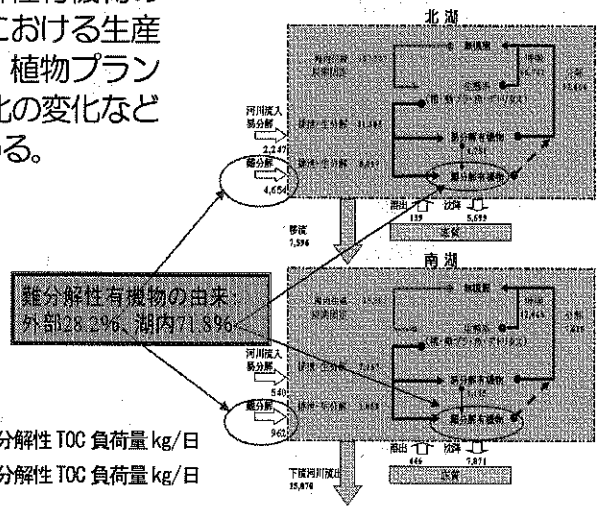
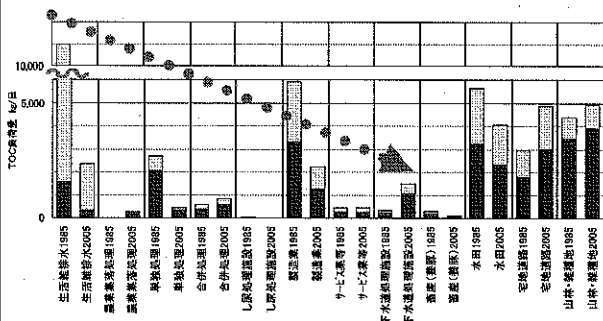
○水質保全対策の継続実施

琵琶湖へのCOD、全窒素および全りんの負荷量が着実に削減されていることから、これまで取り組んできた水質保全対策を継続するとともに、水質モニタリング結果を注視する。



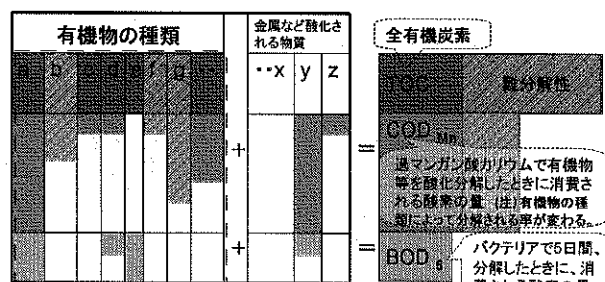
○湖内における生産の実態把握

CODが低下しない要因と考えられる難分解性有機物の流入負荷量は増加していないことから、湖内における生産によるものが寄与していると考えられるため、植物プランクトン群集組成の変化や透明度の上昇、N/P比の変化などが水質に与える影響について、実態把握に努める。



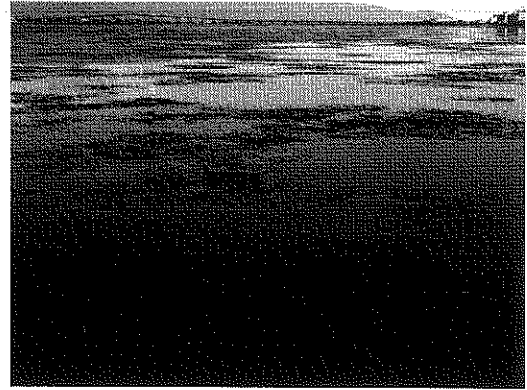
○新たな有機物指標による評価

湖内における有機物の適正な管理を行うためには、有機物そのものを精度よく測定できるTOCなどの新たな指標による評価も併せて行う。

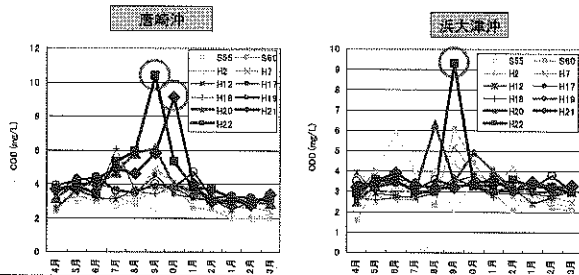


○南湖における水草異常繁茂対策の実施

南湖の湖辺部では、水草の異常繁茂により、湖流の滞留や水草の枯死体による湖底の泥質化の促進など水質への影響が懸念されてきているため、水草の刈り取り等による湖流の回復等を図る。

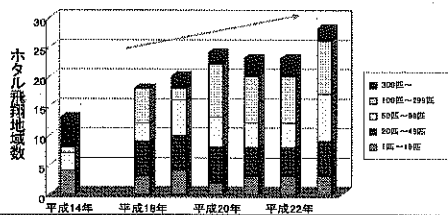
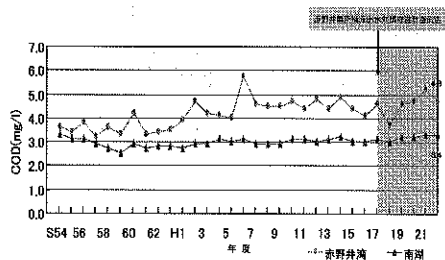


南湖の水草繁茂状況平成23年7月24日撮影



○赤野井湾における水質改善

ホタルの飛翔地域数の増加など、流域のあるべき姿に近づいている項目もあるが、湾内の水質改善に至っていないため、引き続き流出水対策推進計画に基づく対策を推進する。



5. 水質目標値

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて、「琵琶湖流域水物質循環モデル」によるシミュレーション結果を踏まえ、目標値を定めている。

(mg/l)

項目			現状 (平成22年度)	平成27年度	
				対策を講じない場合	対策を講じた場合
COD	75%値	北湖	2.9	3.0	2.9
		南湖	5.0	5.8	5.0
	(参考)平均値	北湖	2.6	2.6	2.6
		南湖	3.6	3.9	3.6
全窒素	年平均値	北湖	0.25	0.24	0.24
		南湖	0.28	0.28	0.26
全りん	年平均値	南湖	0.016	0.018	0.016

※北湖の全りんは、環境基準を満たしているため目標値を設定していない。

廃棄物部会の活動概要

1 平成23年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成23年 11月30日	〈審議事項〉 ○ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る 特定支障除去等事業実施計画について 〈報告事項〉 ○ 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について ○ 第三次滋賀県廃棄物処理計画の策定について ○ 第二次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について	—
12月20日	〈審議事項〉 ○ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る 特定支障除去等事業実施計画について	—

2 平成24年度の部会審議予定

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業計画について（平成24年6月6日、10月および11月開催予定）
- 平成22年度廃棄物の処理実績について（平成24年6月6日）

様式

自然環境部会の活動概要

1 平成23年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	参考資料
平成23年 12月13日	<ul style="list-style-type: none"> 第11次鳥獣保護事業計画および特定鳥獣保護管理計画（シカ、サル、クマ）の策定について 生育・生息地保護区の指定について 	参考資料1
平成24年 2月3日	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について 自然再生施設事業（琵琶湖ヨシ群落自然再生事業）について 	

2 平成24年度の部会審議予定

- 小谷山西池鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（平成24年7月開催予定）
- イノシシ特定鳥獣保護管理計画について（平成24年8月開催予定）
- カワウ特定鳥獣保護管理計画（第2次）について（時期未定）

特定鳥獣保護管理計画（シカ、クマ、サル）および鳥獣保護事業計画について

1. 特定鳥獣保護管理計画、鳥獣保護事業計画とは

- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき定める法定計画
- 特定鳥獣保護管理計画
 - ・ 数が増えすぎて被害対策が必要か、数が減りすぎて保護が必要な鳥獣について策定
 - ・ 県では、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、カワウについて策定
- 鳥獣保護事業計画
 - ・ 鳥獣保護法に基づき県が行う施策を網羅的に定める計画。5年ごとに改定

2. 計画の概要

(1) 特定鳥獣保護管理計画

① ニホンジカ（第二次計画（第一次：平成 17 年策定、平成 21 年変更））

基本方針：生息数が多すぎるので、徹底的に捕獲を進める

今計画のポイント：生息数の上方修正（26,000 頭→47,000～67,000 頭）に伴い、捕獲目標を 8,500 頭から「16,000 頭を目指しつつ、当面は捕獲能力の最大限」に修正

② ツキノワグマ（第二次計画（第一次：平成 20 年策定））

基本方針：県内の生息数が少ないため、基本的には保護する

今計画のポイント：県全体での画一的な管理から、2つの個体群に分けた管理に移行。
捕殺上限は、従来は県全体で生息数の 8% の 20 頭。今後は、白山・奥美濃個体群（旧余呉町以東）は 12% の 24 頭、北近畿東部個体群（旧西浅井町以西）は 5% の 5 頭

③ ニホンザル（第三次計画（第一次：平成 14 年策定、第二次：平成 20 年策定））

基本方針：被害の原因となっている群れに的を絞って、被害対策や個体数調整を進める

今計画のポイント：個体数管理に当たっての手續の簡素化（専門家会議の省略、県から市町への調査データの提供）。なお、個体数調整の前提として被害防除がより重要

(2) 鳥獣保護事業計画（第十一次計画（5年ごとに改定））

- 修正部分は、上記の特定鳥獣保護管理計画の内容の反映と、国のガイドラインの見直しに沿った修正（狩猟免許を持たなくても有害捕獲への従事を可能とする規制緩和など）

生息・生育地保護区の指定について

平成 23 年度に「生息・生育地保護区」に指定しようとする地区について、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）に基づき、平成 24 年 2 月 6 日（月）から平成 24 年 2 月 26 日（日）までの間、滋賀県公報に公告し、公衆の縦覧に供して、指定しようとする区域の住民および利害関係人からの意見を受け付けを行いました。提出された意見はありませんでした。

なお、指定については、条例第 21 条第 7 項により指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならないことから、3 月中に告示を行い施行日を平成 24 年 3 月 31 日に予定しています。

1. 平成 23 年度に指定を予定している生息・生育地保護区

醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区（米原市）

2. 公告日

平成 24 年 2 月 6 日（月）（平成 24 年 3 月 31 日施行予定）

3. 指定に関するスケジュール

平成 22 年に、専門家の協力により指定予定地区の生物調査

平成 23 年 4 月～12 月 指定区域の検討、関係機関への説明・調整等

6 月および 11 月 専門委員会での検討

平成 24 年 2 月 公告・縦覧

3 月 県議会環境・農水常任委員会へ報告

（以降予定）

3 月 指定告示

4. 現在までに指定した生息・生育地保護区

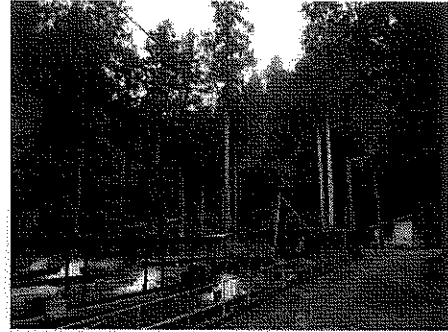
- 「地藏川ハリヨ生息地保護区」（米原市：H20.4.1 施行）
- 「山門湿原ミツガシワ等生育地保護区」（西浅井町：H20.4.1 施行）
- 「油日サギスゲ等生息・生育地保護区」（甲賀市：H21.3.1 施行）
- 「布施溜・新溜水生植物生育地保護区」（東近江市：H22.3.31 施行）
- 「瀧樹神社ユキワライチゲ植物生育地保護区」（甲賀市：H22.3.31 施行）
- 「佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生育地保護区」（多賀町：H23.3.31 施行）
- 「甲津畑町セツブンソウ生育地保護区」（東近江市：H23.3.31 施行）

醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区の概要

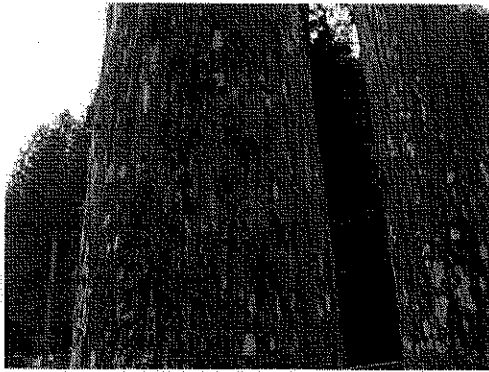
- 所在地 滋賀県米原市上丹生 醒井養鱒場内の一部
- 面積 0.9ヘクタール
- 保護対象種 アカサルオガセ、ドロガワサルオガセ、コフクレサルオガセ、トゲサルオガセ、トゲワタサルオガセ、ウスベニヒゲゴケ、アカヒゲゴケ、ウツロヒゲゴケ

○ 環境管理の指針の概要

・指定にかかる希少野生動植物種のうち、ウツロヒゲゴケとドロガワサルオガセ、アカサルオガセの3種が着生しているスギ10本を伐採したり、スギの生育に影響を及ぼす行為を行わないものとする。



保護対象種が着生しているスギ

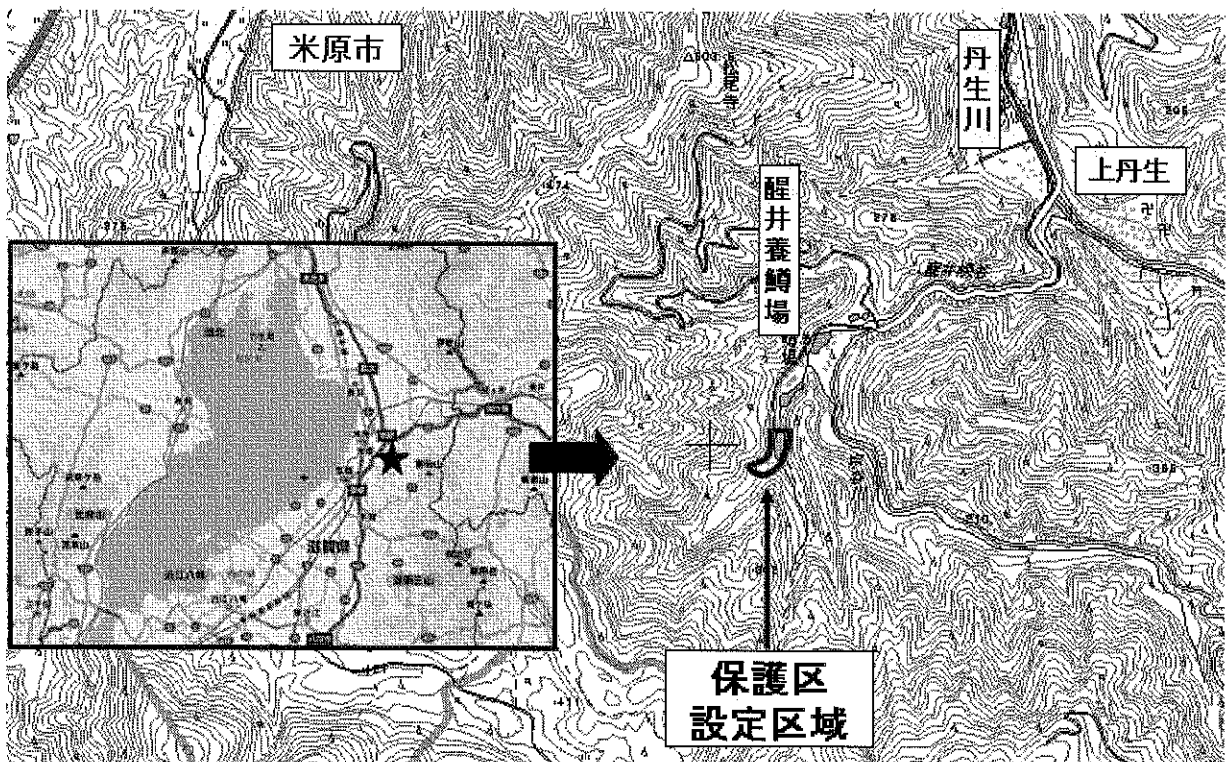


サルオガセ類着生の様子



アカサルオガセ

区域図



温泉部会の活動概要

1 平成23年度の部会開催状況

審議会に諮るべき申請案件が無かったため、部会を開催していない。

2 平成24年度の部会審議予定

○平成24年度第1回

部会（現地調査）

平成24年8月上旬

部会

平成24年8月下旬

○平成24年度第2回

部会（現地調査）

平成25年2月上旬

部会

平成25年2月下旬

琵琶湖総合保全部会の活動概要

1 平成23年度の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
	(開催なし)	

2 平成24年度の部会審議予定

- マザーレイク21計画の推進状況について（平成24年11月頃開催予定）